

熊本県透析施設協議会会則

(名称と事務所)

第1条

本会は熊本県透析施設協議会といい、事務所を会長の施設内に置く。

(目的と事業)

第2条

本会は透析施設相互の連絡を密にし、透析医療の充実を図り、透析事業並びに腎疾患対策事業の円滑なる運営に協力することを目的とする。

第3条

本会は前条の目的を達成する為、下記の事業を行う。

- (1) 施設の管理及び運営の改善に関する事項
- (2) 透析医療に関する資料の蒐集と調査研究
- (3) 腎不全の予防、治療ならびにリハビリテーションに関する知識の啓発及び普及に関する事項
- (4) 関係官庁、医師会、及び関係諸団体等との連絡交渉
- (5) 透析医療に従事する職員の育成及び教育に関する事項
- (6) 会員の福利厚生に関する事項
- (7) その他本会の目的達成に必要な事項

(会の構成)

第4条

1 正会員

熊本県内の透析を施行している医療機関で本会の主旨に賛同し、参加の意志を有する施設の医師たる管理者、総合病院等の透析室の責任者たる医師、若しくは透析関連の大学教室の責任者たる医師とする。

(会 費)

第5条

正会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第6条

正会員として入会しようとする者は所定の様式による申込書を会長に提出することとする。

尚新規入会に際しては、正会員2名以上の推薦をうけ、総会（又は理事会）の承認をうけるものとする。

(退 会)

第7条

1 正会員が退会しようとするときには書面で、その旨を会長に届けなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとみなす。

- (1) 第4条に該当しなくなったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 除名されたとき

(除 名)

第8条

- 1 会員が次の各号のいずれかに該当するときは総会又は理事会において、出席者の4分の3以上の同意を得て、これを除名することができる。
 - (1) 1年以上会費を納入しないとき
 - (2) 本会の名誉を毀損し、又は、本会の趣旨に反する行為をしたとき
- 2 除名しようとするときは除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品等の不返還)

第9条

退会し、又は除名された会員であつたものがすでに納入した会費、入会金、その他の会員としての義務に基づく金品はこれを返還しない。

(役 員)

第10条

- 1 本会に下記役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2～3名
 - (3) 理 事 15～20名(会長、副会長を含む)
 - (4) 監 査 2名
- 2 役員は、総会において、出席者の投票をもって選挙する。ただし、候補者が定数を超えないときは投票を行うことなく当選人を決定し、候補者が定数に充たないときは、その分は、会長が指名推薦することができる。
- 3 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。
- 4 会長、副会長は理事会の互選により選出する。

(平成29年1月26日総会において決定)

(職 務)

第11条

- 1 会長は本会を代表し会務を統轄する。
- 2 副会長は本会を補佐し、会長に事故あるとき、又は 欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会の議決に基づいて会務を執行する。
- 4 監事の職務は下記の通りである。
 - (1) 会の財産の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産の状況又は、業務の執行につき不正のあることを発見したときは総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要なときは総会を召集すること

(任 期)

第12条

- 1 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第13条

- 1 この会に顧問をおくことができる。
- 2 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は2年とする。但し、重ねて委嘱することができる。
- 4 顧問は重要な事項について会長の諮問に応じ、会議に出席して意見をのべることができる。
但し、表決に加わることは出来ない。

(委員会)

第14条

- 1 会長は理事会の議決をもって事業達成のため、必要な委員会をおくことができる。
- 2 委員会は会長から委嘱された事項を処理する。

(会議)

第15条

会議は総会及び理事会とし、それぞれ定期及び臨時の2種とする。

(会議の構成)

第16条

- 1 総会は第4条の会員をもって構成する。
- 2 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第17条

- 1 総会は第4条の会員をもって構成する。
 - (1) 事業計画の決定
 - (2) 事業報告の承認
 - (3) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、この会則に別に規定するもののほか、次の事項を決定する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第18条

- 1 定期総会は、1月に開催する。
- 2 臨時総会は次の各号の場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めた時
 - (2) 会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面による開催の請求があった時
- 3 理事会は定期理事会を年4回開催し、その他会長が必要と認めた時、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(召 集)

第19条

- 1 総会は会長が召集する。
- 2 会長は前条第2号の場合には請求の日から30日以内に召集しなければならない。
- 3 総会を召集するには少なくとも10日以前に会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を記載した文書をもって通知しなければならない。
- 4 理事会は会長が召集する。
- 5 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。但し、会長は議長を兼ねることはできない。
- 6 理事会の議長は会長がこれに当る。

(定 員 数)

第20条

会議は、その構成員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

(議 決)

第21条

会議の議事はこの会則に別に定める場合を除いて、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第22条

やむを得ない理由の為、会議に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において前2条の規定の適用については、書面表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議 事 録)

第23条

- 1 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会議の構成員の現在数
 - (3) 会議に出席した会員の数、又は理事の氏名（書面表決及び表決委任者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要項並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事のうちから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

(資産の構成)

第24条

本会の資産は次に掲げるものをもって構成する。

1 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 年会費2万円(民間施設のみ患者数比を追加。細則参照。)

(2) 年会費に関する細則

年会費における患者数比の内訳

患 者 数	
1～ 50人	・・・ 1万円
51～100人	・・・ 2万円
101～150人	・・・ 3万円
151～200人	・・・ 4万円
201～250人	・・・ 5万円
250人以上	・・・ 6万円

(平成27年1月29日総会において決定)

(資産の管理)

第25条

1 資産は理事会の議決に基づいて、会長が管理する。但し、会長は会計1名を理事のうちより選任し、委嘱することも可とする。

2 資産のうち現金は郵便官署又は健全な銀行若しくは信託会社に預金するか、又は信託するものとする。

(経費の支弁)

第26条

本会の経費は資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第27条

本会の収支予算は総会の議決により定め、収支決算は年度終了後2カ月以内にその年度末財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第28条

本会は総会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(剰余金)

第29条

年度末において剰余金を生じたときは総会の議決を経て、その全部若しくは一部を翌年度に繰越すか又は積立てるものとする。

(会計年度)

第30条

本会の会計年度は毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(会則の変更)

第31条

会則を変更するときは総会員の3分の2以上の同意を得て変更することとする。

(委 任)

第32条

この会則の施行について必要な事項はこの会則で別に定めたものを除いて理事が定める規則による。

(平成 4年2月18日理事会において決定)

(平成16年4月 8日理事会において決定)

(平成17年1月27日理事会において決定)

(平成23年1月27日理事会において決定)

10条2 理事選挙に関する細則

1. 理事は、①熊本・宇城ブロックの公的病院から7名、民間医院から最低4名（4～9名）、
②阿蘇・菊池ブロックから1名、③城北ブロックから1名、④八代・水俣・球磨ブロックから1名、
⑤天草ブロックから1名の合計15～20名とする。

2. 選挙方法

各ブロック別として、各ブロックでの定数が越えた場合は、そのブロックのみを選挙とする。

熊本・宇城ブロックに当たっては、公的病院7名、民間医院9名の最大定数を越えた場合は、
越えた方を選挙とする。

3. 立候補について立候補者は、会長宛に所定の立候補届の用紙を請求し、総会の2週間前までに提出する。

(平成24年1月30日総会において決定)

(平成29年1月26日総会において決定)